

第 1 2 回 芦北地域医療構想調整会議

次 第

日 時： 令和 5 年（ 2 0 2 3 年） 1 1 月 1 日（水）
1 9 時から 2 0 時 3 0 分まで

場 所： 熊本県水俣保健所 2 階会議室

開 会

議 事

- 1 医療機関の具体的対応方針について 【資料 1】
 - ・ 政策医療を担う中心的な医療機関等以外の病院および 【資料 1 — 2】
有床診療所（一括協議）
- 2 令和 5 年度（ 2 0 2 3 年度）病床再編支援給付金に係る 【資料 2】
協議について
 - ・ 本田レディースクリニック
- 3 外来医療に係る医療提供体制の確保について 【資料 3】
 - ・ 芦北圏域における現状と課題と取組の方向性

閉 会

■ 芦北地域医療構想調整会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

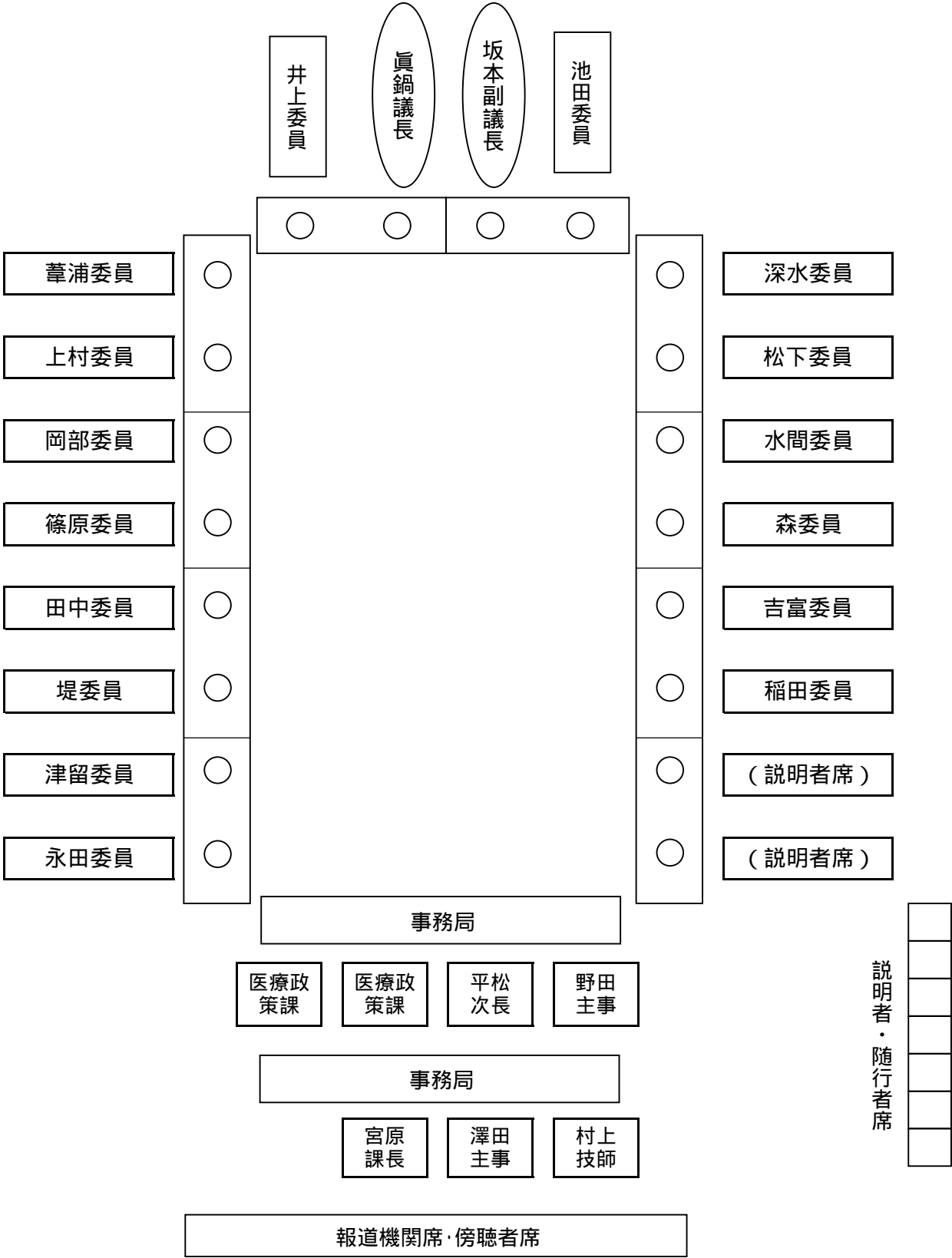
No.	氏 名	所属・役職	出欠	備 考
1	葦浦 祐一	津奈木町ほけん福祉課 課長	○	
2	池田 晃章	診療所代表 (山田クリニック 院長)	○	
3	稲田 知久	熊本県水俣保健所 所長	○	
4	井上 崇弘	慢性期機能を担う医療機関代表 (井上医院 院長)	○	
5	上村 道子	熊本県老人福祉施設協議会 理事 (介護老人福祉施設あけぼの苑 施設長)	○	
6	岡部 明宏	病院代表 (岡部病院 院長)	○	
7	坂本 不出夫	地域医療支援病院 (国保水俣市立総合医療センター 病院事業管理者)	○	副議長
8	篠原 新一	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (介護老人保健施設新清苑 理事長)	○	
9	田中 公広	芦北町健康増進課 課長	○	
10	堤 茂	水俣市福祉環境部 部長	○	
11	津留 哲也	公益社団法人熊本県精神科協会 (みずほ病院 院長)	○	
12	永田 英樹	水俣芦北郡市歯科医師会 会長 (ながた歯科医院 院長)	○	
13	深水 良	一般社団法人水俣市芦北郡医師会 地域医療構想担当(深水医院 院長)	○	
14	松下 小百合	公益社団法人熊本県看護協会水俣芦北支部 支部長	○	
15	眞鍋 哲郎	一般社団法人水俣市芦北郡医師会 会長 (白梅病院 院長)	○	議 長
16	水間 美雪	熊本県保険者協議会 (全国健康保険協会熊本支部 企画総務グループ長)	○	
17	森 健一郎	在宅医療を担う医療機関代表 (竹本医院 院長)	○	
18	吉富 博樹	公益社団法人熊本県薬剤師会水俣芦北支部 支部長 (吉富薬局)	○	

■ 事務局等

富安 智詞	熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 審議員	○	
朝永 剛史	熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 主幹	○	
平松 修一	熊本県水俣保健所 次長	○	
宮原 幸枝	熊本県水俣保健所 保健予防課 課長	○	
野田 和宏	熊本県水俣保健所 総務企画課 主事	○	
澤田 龍之介	熊本県水俣保健所 総務企画課 主事	○	
村上 陽菜	熊本県水俣保健所 総務企画課 技師	○	

第 1 2 回 芦北地域医療構想調整会議 配席図

令和 5 年（2023 年）1 1 月 1 日（水）1 9 時～
熊本県水俣保健所 2 階会議室



芦北地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、芦北構想区域（以下「構想区域」という。）に芦北地域医療構想調整会議（以下「芦北地域調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 芦北地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- （1）構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- （2）病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- （3）地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- （4）地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- （5）その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

（組織）

第3条 芦北地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）

第4条 芦北地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、芦北地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 芦北地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 芦北地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

（会議の報告）

第6条 議長は、必要と認めるときは、芦北地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第 7 条 芦北地域調整会議の庶務は、熊本県水俣保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、芦北地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日から施行する。